

ジョスパン政権の移民政策 (フランス)

~規制と緩和の両立を目指す~

リヨン事務所

97年6月に誕生したジョスパン内閣(社会党、共産党、緑の党などが構成する左派連立内閣)の移民政策は現時点までの推移を見る限り、前右派内閣に比べ、比較的柔軟なものであるといえる。同内閣は、フランスに正規に滞在する移民のフランス社会への統合を積極的に進める一方、移民子弟による犯罪も頻発していることから、治安の強化にも乗り出している。また、未熟練労働者の受け入れを規制する一方、高資格労働者の受け入れを奨励するなど移民政策も2分化する傾向にあり、成り行きが注目されている。

1.前右派政権の移民政策の是正

ジョスパン首相は政権につくと早速、サンベルナール教会占拠者と会見し、一定の条件を満たす不法滞在者に正規滞在許可を与える方針を明らかにするとともに、施政方針演説でも「国内の経済・社会条件を考慮に入れた人道的な移民政策」の策定、および国籍取得に関しては生地主義の復活を約束した。なお正規滞在許可給付の対象となるのは、フランス国籍保有者の配偶者、合法的にフランスに居住する外国人の家族、フランス滞在がすでに長期にわたり、就職などを通じてフランス社会への統合度が高いと認められる者、

亡命申請は却下されたものの、本国へ帰れ ば政治的理由により生命の安全が保証されな い者、 フランスで病気治療中で、出身国に 戻れば健康悪化が予想される者、 就学中の 大学生、の6カテゴリーで、当初予想の4~ 5万人を大きく上回る14万人以上の申請者が 殺到した。

国籍に関しては97年秋に、ギグー法相が作成した「外国人を親としてフランスで生まれた子供は成年(18才)に達すると自動的にフランス国籍を取得できる」とする新法案が提出されたが、「生まれた時点で自動的に国籍を与えるべき」と主張する与党内一部の主張とのバランスを取るため、同法案には、「本人が希望すれば13才からの国籍取得が可能」との修正案が盛り込まれた。一方、外国人の入国・亡命関連では、シュヴェヌマン内相が提出した「家族呼びよせ基準の緩和」、「亡命者認定基準の緩和」、「組織的不法入国取締りの強化」の3本柱が新法に盛り込まれ、98年

4月8日に下院で採択された。新法は同年5 月12日付け官報により発効している。「緩和 された」とはいえ、入国・滞在は依然、厳し く制限されており、「社会党はパスクワ法と ドゥブレ法の破棄を公約して総選挙に勝利し たにもかかわらず、両法の一部を修正したに すぎない」との批判が、人権擁護団体や連立 与党の一翼を担う共産党、緑の党から寄せら れた。また「一定の条件を満たす不法滞在者 に正規滞在許可を与える手続き」(通常 「シュヴェヌマン通達」による滞在許可給付 と称する)に関しても、シュヴェヌマン内相 は、同条件を満たさない申請は却下する方針 を堅持したため、99年1月時点で8万人が滞 在許可を得たにすぎず、これも「申請者全員 に滞在許可を与えるべき」とする緑の党と同 相との間で軋轢が生じる原因となっている。

とはいえ、ジョスパン内閣が外国人の受け 入れ規制を緩和したことを受け、97年を境に 外国人の入国・滞在許可取得者数が増加して いることは確かといえる。

高等統合評議会の統計によると、98年度に 長期滞在許可を取得した外国人の数は96年の 7万4,000人、97年の9万人弱から12万人へ と増加した。うち9万6 350人がEU域外国 出身者で、内訳は亡命者(4342人、前年比 5.6%増)とその家族(991人、同10.1%減) フランス人の配偶者(1万8,925人、同22,9 %増)、フランス人の家族(1,617人、同28.3 %減) 家族呼び寄せ(1万6,727人、同8.4 % 增) 労働許可取得者 (4,149人、同9.5% 減)などに、上記のシュヴェヌマン通達によ る正規滞在許可発給特別措置を通じて滞在許 可を取得した5万736人が加わる(97年度に 同措置により滞在許可を取得したのは1万 8 910人)。また学生の滞在許可取得者も同 22 5% 増の 2 万3 502人へ増加し、出身地域 別では、アフリカ系学生が全体の35 3%を占 め、以下、アジア(263%) アメリカ(24 %) EU外欧州各国(14%)と続く。なお EU出身者による滞在許可取得者は前年の8 497人から7 986人へ、EUも含めた欧州出身労働者およびその家族による許可取得者も前年比で17 4%減少した(2万1 231人へ)。また亡命申請者数は2万2400人に上った。一方、スペイン、ポルトガル、アルジエリア人を中心として約2万2,000人の移民がフランスを去り帰国したとされ、フランス滞在の外国人人口は約360万人と見積もられている。

2.移民出身国の経済発展を視野に入れた帰国奨励制度

ここで一部の関係者に注目されながらも失 敗に終わった「共同発展 (Co-d véloppe ment)」計画について触れておきたい。

移民に帰国奨励金を与えて本国への帰国を 促す措置は、77年にストレルー移民担当相が 設置した奨励金制度を皮切りに(家族を含め ると9万5,000人が帰国、ただし利用者はほ とんどがスペイン人とポルトガル人) 84年、 91年にも社会党政権のもとで同様の制度が導 入されている。

ジョスパン首相は97年11月にアルジェリア 系の経済・政治学者で、シュヴェヌマン内相 の顧問であるナイール氏に、「移民出身国へ の援助政策を再検討する」使命を授けた。首 相は、ナイール氏に宛てた書簡の中で「移民 の出身国となっている開発途上国の国民が、 生まれた土地でも人間らしい生活ができるよ う途上国の経済・社会的発展を援助する」必 要性について言及している。実際には、シュ ヴェヌマン通達による正規滞在許可給付措置 に漏れた数万人の移民を円満に帰国させるた めの政策の策定がナイール氏の任務として与 えられたといえる。ちなみにこれらの不法滞 在者は居住県の役所に対して許可取得申請を 行ったわけであるから、当局はこれら「数万 人の不法滞在者」の存在を完全に把握し、し かしながら実際には簡単に国外退去処分を適 用できないという前代未聞の事態に直面して

おり、早急に何らかの解決策を講じる必要が あった。

ナイール氏が同年12月に首相に提出した報 告書で行った提案は、単に「シュヴェヌマン 通達による滞在許可給付に漏れた移民の帰国 奨励援助」にとどまらない、「共同発展計画 を通じて途上国の若者をフランスで養成し、 またフランス政府、地方自治体、アソシエー ション、企業、大学などが各々の最善の方法 で途上国発展に貢献する」という意欲的なも のだった。開発途上国への経済援助を、「途 上国と援助供与国双方の共通の経済発展に寄 与する方向で行う共同発展」の考えを打ち出 したのは、80年代にミッテラン大統領のもと 海外協力相を努めたJ=P. コット氏である が、ナイール氏は同報告書の中で、「移民は 先進工業国で身につけた技術・知識・職業経 験などを出身国へ"移転"することにより、 経済発展のベクトル(媒体)になりうる」と の基本的な考えに基いて以下の具体的政策を 提示した。

フランスと開発途上国は毎年、交渉を通じて、一定数の途上国の若者がフランスへ勉学または職業研修のために滞在できるようにし、これらの学生・研修生は出身国の経済的需要に沿う方向でフランスで学習・職業経験を積み、帰国後は母国の発展のために尽くす。

フランス側は政府のみならず、地方自治体、企業、大学、各種非政府組織(NGO)も協力して、これらの若者を管理職などになるよう養成する。

一方、フランス政府は、帰国した移民やこれらの研修生が地元の実情に合わせて推進するミニプロジェクトを対象として財政援助を強化するが、援助は人(帰国移民または研修生など)ではなくプロジェクトに与える。

これらの研修生などが帰国後もフランスへ 自由に入国できるよう、更新可能な入国ビ

ザを給付する。

4点目の提案についてナイール氏は、フランスが国境を閉鎖して移民を締め出した措置により、移民は「一度、フランスを離れれば、再入国が不可能」として、あらゆる手段を講じてフランスへ永久居住する方途を求めるようになっており、結局は国境閉鎖措置は逆効果を生んでいると指摘。むしろ、フランスへ働き(または就学)に来る移民の数を割り当て、これらフランスで養成された移民が、必要があれば(または望めば)いつでもフランスに入国して一定期間滞在できる権利を保証することが、結局は不法入国者・不法移民を防止することになると主張している。

なお、3点目のミニプロジェクトについては、マリで95年以来、帰国移民により実施されている移民・地元発展計画(PDLM)や、元ペシネーの労働者が音頭を取ってマルセイユに設置された団体が推進しているモロッコ南部の僻地の電化計画などがモデルとして挙げられている。

ジョスパン首相は97年末に就任以来、初めてモロッコ、セネガル、マリを訪問したが、訪問の目的の一つは、この共同発展計画について協議することだったといわれる。

政府は、ナイール報告書が提出された1年 後の98年11月に「共同発展計画に基く帰国奨励援助措置」を発表した。帰国を承認する不 法滞在移民は短期滞在許可を取得した上、 3ヵ月の職業研修を受けられ、帰国後は、地 元でフランス移民局(OMI)からミニプシンス移民局(OMI)からミニプシンス移民局(OMI)からミニプシンスが柱となっている。また帰国移民はプランスへの数次滞在ビザ(一回の滞在期間は最高3ヵ月間)が給付されることも盛り込まれた。対象となるのはマリ、セネガル、モロッコの3ヵ国の出身者で、政府が同3ヵ国と「共同発展協定」を結ぶ方向で交渉中であることも明らかにされた。しかし、ナイール報告書が提案していた「毎年一定数の若者をフ ランスへ職業研修・勉学のために入国させる」措置が協定案に含まれていたかは不明である。政府は同援助措置により99年度だけで1,000~3,000人の帰国希望者があることを予想した。

しかし、99年6月16日付ルモンド紙による と、共同発展計画は失敗に終わった。マリな ど3ヵ国との協定が調印される見通しは立た ず、また帰国奨励援助については、5月半ば 時点で21名が志願したにとどまった(ちなみ にシュヴェヌマン通達により正規滞在許可を 取得できなかった3ヵ国出身の不法滞在者は 合計 2 万5,000人)。 モロッコのアリオナ雇用 ・社会発展相は、「フランスは不法移民を帰 国させるよりも、モロッコの移民出身地域の 貧困問題を改善するために資金を注入すべ き」と主張したと伝えられ、3国とも揃って 共同発展計画に含まれる「不法滞在移民の帰 国措置」は断固、拒否したとされる。ルモン ド紙は、「帰国移民の参加による地元経済発 展プロジェクト」や、「帰国移民に対するフ ランスへの数次入国ビザ給付」という画期的 措置が含まれていたにもかかわらず共同発展 計画が失敗した理由として、共同発展計画の 「帰国奨励措置」だけが前面に打ち出される 形となり、このため各種NGOなどが同計画 への協力を拒否したこと、また共同発展計画 が「標的」とした、シュヴェヌマン通達によ る正規滞在許可取得に漏れた申請者は、何ら かの特例措置により滞在許可を得られるとの 望みを捨てておらず、共同発展計画の提案に 関心が薄かったことを挙げている。

3.移民統合のための政策

ジョスパン内閣は、「フランスに正規に滞在 する移民のフランス社会への統合」を進める ための施策も、いくつか打ち出し始めている。

(1)住宅政策

移民の住居環境が一般に劣悪であることは

以前から指摘されているが、これに加えて移 民が一区域に集中して居住することが様々な 社会問題を引き起こす原因となっている。

まず一部の移民が、都市郊外地域などの老 朽化した安価な家賃の住宅に居住し始めると、 出身国を同じくする移民などが同地域に集中 し始め、これを嫌ってフランス人は逃げ出す。 同地域の不動産価値は一層、低下し、さらに 低下した価格に惹かれて新たに移民が流入し、 同地域が移民の集中地区となるという図式が 存在する。同地域に居住する移民の間で連帯 が生じ、フランス社会との接触が絶たれ、移 民のフランス社会への同化を阻む要因となも なっている。また70年代に建設された大規模 の低家賃住宅団地(HLM)では、老朽化が 進む住居に社会的に恵まれない低所得者層が 居住しており、ここへも移民が集中して種々 の社会問題を発生させており、都市問題全体 とも関連して移民の住宅環境改善策が必要と なっている。

政府は99年12月に「全国都市再開発プロジェクト」を発表し、全国50都市を選び、6年間に62億フランを投じて、HLMなど問題地区の生活環境の改善を図ることを打ち出した。「老朽化した建物の解体と新建築物の建設」、「同地区での公共サービスの拡充」、「経済振興」などに関する50措置が盛り込まれたが、日常生活レベルで移民の統合を促進するため、すでに滞在が長くフランス社会への統合が進んだ移民が近隣地区に居住する、滞在年数が短くフランス語も話せない移民とフランス社会(学校や役所など)との接触を助けるなどの制度も導入された。

また、2000年3月に国会に提出された「都市連帯・刷新」法案(作成はゲソ運輸・設備相、ベッソン住宅担当閣外相、バルトロン都市担当相)は、都市の"連帯に基く、調和のとれた発展"を目指し、住居、交通、都市計画など広範な問題を扱っている。最も注目されるのは、「社会各階層の居住地域を接近さ

せる」ために「都市圏に位置する人口1万人以上の市町村に対し、同市町村の住宅の少なくとも20%をHLMとする」ことを義務付けた措置で、HLMの比率が20%に満たない市町村を対象として、住宅不足分一戸当たり1,000フランの罰金を徴収する規定が盛り込まれている。

移民のフランス社会への同化には、移民と フランス人との日常的な接触を通じた交流が 必要であるとされる。特にアソシエーション などの同一の目的を持った集団での交流が果 たす役割の重要性が指摘されているが、隣接 した地域に居住して、毎日、いやおうなしに 道でスレ違い、挨拶を交わし、同じ商店で買 物をする交流も不可欠だ。「都市連帯・刷 新」法案が含む、都市圏の市町村に一定の比 率でHLM保有を義務付ける規定は、現在一 定区域に集中して居住する傾向のある移民の 居住範囲を広げ、分散させることで、移民と フランス人の接触を容易にする効果を持つこ とは確かといえる。ただし、首都圏を例にと ると、人口1万人以上で、全住宅に対する HLMの比率が20%を下回る72自治体のうち、 17自治体では左派が市議会を握るのに対して、 53自治体は右派が握っており(2自治体は政 党色ナシ)、右派からは、左派支持が多い低 所得者が居住するHLM建設の義務付けは、 社会党の選挙対策との批判も上がっている。

(2)職業上の人種差別廃止

移民のフランス社会への統合に関して決定的な役割を果たすのは職業的な成功だが、イタリアなど欧州各国出身の移民と、アフリカ系、アジア系などの非欧州系移民との間で職業的成功度に格差があるのは明白な事実だ。総体的に欧州系移民の方がフランス滞在の歴史が長く、あらゆる面でフランス社会への同化が進み、フランス人と同様の条件で職業についている。これに対し、アフリカ系、アジア系移民ではフランス滞在期間が短いことが、

例えば知的職業を選択するために必要な資格の欠如などの、職業選択の際のハンディキャップとなっている点は否めない。ただし人種的偏見・差別が、移民の職業的進出を阻む要因となっていることも確かで、特に北を阻力系・黒人の移民の採用を嫌う雇用主アフリカ系・黒人に対する差別撤廃を掲げるした対する差別撤廃を掲げるした対するとは採用に目移民を親としてもり、経営者は保またけら、高資格してともであり、また外国系の従業員の昇進が他とはで遅いなどの事実も確認されている。

オブリ雇用相は、99年4月に雇用・就労の場における差別の実態を把握・調査する独立機関を発足させたが、5月には労使代表を集め、「企業内で人種的差別があった場合に、同企業で代表権を持つ労組が差別された当人のために損害賠償を要求するとともに、労働検査官へ訴えることを可能とする法案」作成の意向を明らかにした。2000年2月には、下院で準備中の「社会近代化」法案に関連規定を盛り込む形で、人種差別に対して有効に戦うため労働法を改正する決意を表明している。

(3)教育問題

学校は移民の子弟をフランス社会へ統合するための最良の手段とされる。しかし、移民の子供にとって、家庭内でフランス語ではなく親の出身国の言語を使用する場合は子供は言語的不利を負うことになり、また狭い住居に居住する子だくさんの家族では子供が読書や勉強する空間を確保できないなどが、移民の子供の学業困難の背景となっている。ただし、同一の社会階層に属するフランス人の子供と移民の子供の成績を比べると、むしろ移民の子供の方が上との統計もあり、関係者は、移民子弟の教育問題は、多くの移民が属する「低所得層」全体の教育問題と捉えているようだ。

社会党のサヴァリ教育相は82年に、「社会的に恵まれない階層が集中的に居住する地域に落ちこぼれなどの学業不振者が多い」事実を踏まえ、同地域を「優先的教育地域(ZEP)」に指定して、教員・職員数、また研修時間を増やすなどの特別措置を適用した。なおZEPを選定する基準の一つとして、外国人人口の比率(地域住民の30%が外国人)が上げられる。ジョスパン内閣も、教育関連予算を増額し、ZEP指定校を増やしている。

(4)「近隣警察」の設置

ジョスパン政権は、全国23県の67地区でテスト導入されてきた「近隣警察」を、2000年4月1日~6月1日に全国3分の1の地域へ拡大導入することを決定した(2002年には全国で実施)。現場に大量の警察官を投入し、特に日常レベルで市民と接触する機会を増やすことで市民の信頼を獲得し、円滑に情報収集を行うとともに必要な場合は迅速な介入を行い、治安向上につなげようという「近隣警察」制度は、決して、移民のフランス社会への統合を目的とする政策ではない。しかし「移民と治安問題」などの、移民と社会問題全体について考察する機会になるとも思うでのここで取り上げることにする。

フランスでは第2次大戦後、一貫して犯罪 件数が増加しており、特に近年、市民の間に 「治安が悪化している」との不安が高まって いる。市民の治安不安の背景には、特に 放 火など乗用車破損、 暴力を伴う窃盗や強姦 などの対人での軽罪・重罪、 麻薬取引き、

商店、児童・生徒、公共サービス担当員 (教員、公共交通機関の職員、郵便局員、 EDF職員)や、警察官などに対する恐喝・ 暴力事件、などが急増していることがある。

については、97年度にブッシュ・デュ・ローヌ県では乗用車放火件数が前年比 + 55 37%増を記録し、 に関しては97年度に全国で、傷害罪は8万1,910件(前年度比

8.60%増)、風俗紊乱罪は3万5090件(同 18.44%増) うち強姦罪は8.213件(同14.21 %増入また人質・監禁などは5万7,815件 (同9 57%増)へ増加。 については、麻薬 所持・売買・服用などの摘発件数も増えてい るが、麻薬購入のための資金獲得を目的とす る犯罪の増加も注目される(1,000フラン相 当のヘロインはカーラジオ10台と交換され る)。一方、 については、ブッシュ・デュ ・ローヌ、ノール、ローヌほか首都圏 7 県 (パリ市を除くオー・ド・セーヌ、セーヌ・ サンドニ、ヴァル・ド・マルヌ、イヴリンヌ、 エッソンヌ、ヴァル・ドワーズ、セーヌ・エ ・マルヌ)など都市暴力頻発15県での恐喝・ 暴力事件は97年度、児童・生徒を対象とする ものが1,019件(前年度比11,77%減)、教員 が330件(同22.9%減) 公共交通機関の職員 が1,046件(同7,02%減)へと後退したのに 対し、商店は316件(同13.67%増) 警察官 は2,043件(同5,85%増)、その他の機関の職 員は634件(同4.79%増)へと拡大した。な お、生徒、教員、公共交通の職員に対する恐 喝・暴力事件が減ったのは、学校や交通機関 への警察官の介入が増えたためとされる。ま た、これらの犯罪件数の増加と並んで注目さ れるのは、未成年者の犯罪が増えていること で、97年に摘発された未成年者は15万4437人 (成年は64万2925人)と10年間で倍増し、未 成年者が軽・重犯罪に占める割合は19%に達 している。

ところで総合情報局(RG)の調査によると、これらの犯罪が頻発する地域は、失業率の高い、移民が集中して居住する区域である。 RGではこれら問題地区で発生する暴力を8 段階に分けているが、

第1段階:成績不良、家庭疎外などの共通した問題を抱える同年層が集まって小グループを形成し、万引きや、建物の破損、児童・生徒を対象としたゆすり、盗んだ乗用車を使用してロデオなどを行い、また小グループ間の

乱闘も頻発、第2段階:成功者のシンボルである商店、また権威のシンボルである、バスの運転手、郵便配達夫、教員、警察官などを、侮蔑を浴びせるなど言葉で攻撃するようになり、人目につかないように警察や、自分が放校された学校を破損する、第3段階:"制服を着る"職業の人間を肉体的暴力を以て攻撃する、第4段階:警察官の介入に対して徒党を組んで抗議する…(中略)…、第8段階:暴動、と区分している。

97年度に、同8段階に分類された暴力が発生・確認された地区は96年度の485から749へ増加した。第1段階の暴力発生地区は271、第2、3段階は143、また第6段階は21で、例えばセーヌ・サンドニ県では、第1段階の暴力地域が64、第456段階は合わせて6となっている。

地域圏別では、移民が集中して居住する、イル・ド・フランス(首都圏)、ノール・パ・ド・カレ、ローヌ・アルプ、プロヴァンス・アルプ・コートダジュールに暴力発生地域が集中しており、また校内暴力の発生率も同4地域圏が際立って高い。70年代末から、北アフリカ、ブラックアフリカ出身者を中心とする移民がフランス入国後にまず落ち着き先を求める場所となったセーヌ・サンドニ県を例にとると、これら移民の教育程度が低いことにより同県の教育レベルは低下している一方、学校暴力頻発の原因ともなっているといわれている。

なお、98年4月25日付ルモンド紙は、「失業、貧困、治安悪化、校内暴力に悩む」セーヌ・サンドニ県について特集記事を掲載し、長年にわたり同県県議会で多数派を維持してきた共産党の硬直した政策(HLM優先の住宅政策が持ち家取得を望む中間層の県外流出を促し、パリの貧困層を呼び込んだなど)が、現在の諸問題の根源であるとの分析を提示したが、移民の存在については全く触れておらず、これに驚いた読者から投稿が寄せられた。

4.新たな移民政策の展望

74年に移民受け入れ停止が決定されて以来、 歴代政府の移民政策は、移民流入の抑制と正 規滞在移民のフランス社会への統合を柱とし て進められてきた。原則的には就労を目的と する移民の入国は認められていないため、正 規移民入国者数は主として家族呼び寄せによ る入国者数により左右され、家族呼び寄せによ る入国者数により左右され、家族呼び寄せに 関してどのような姿勢を打ち出すかが、歴代 の移民政策の要の一つとなってきた。この背 景には、不正入国者の取締りも優先課題だが、 不正入国者も含めて新たな移民流入の抑制が、 正規に滞在する移民の統合を容易にするため の必要条件となっているとの認識がある。

97年に成立したジョスパン政権も、前右派 政権が実施した極めて厳しい取締り措置 (チャーター機による不法滞在者の国外追放 など)は是正したものの、基本的には歴代政 府の移民政策を踏襲したといえる。

ただし、21世紀を目前に控え、四半世紀に わたりフランスの基本的移民政策を規定して きた経済・社会条件に変化が生じており、新 たな観点から移民問題が取り上げられ始めら れている。

フランス経済は社会党が政権に復帰した97年の後半から回復傾向が鮮明となり、96年には前年比1.6%増だった経済成長率は、97年に同2.4%増、98年に同3.2%増と順調に拡大を続け、並行して失業率も一貫して減少している(ILO基準の失業率はジョスパン内閣が成立した97年6月の12.6%から98年12月に11.5%、2000年4月には9.8%へ)。景気回復を背景とする雇用環境の改善により、国民は将来に対しても楽観的な態度を取り戻している(家計景況感は99年11月に同指数設置以来、初めてプラスを記録)。また「失業を悪化させる」として嫌われてきた移民に対しても徐々に寛大になっているようだ。

98年7月にサッカーW杯で地元フランス

チームが優勝を飾ったことに国民は狂喜した が、フランスチームの勝利に、移民・海外県 出身の選手が大きく貢献したことは、国民に 「フランスの生活に溶け込んだ移民はフラン ス人である」ことを再確認させる機会となっ た。シラク大統領は「三色(フランス国旗) と同時に多彩色(肌の色)の勝利」と讃える 演説を行い、移民問題でタカ派として知られ たパスクワ元内相までが、ジョスパン政権の 約束した不法滞在者への滞在許可発給で選に 漏れた7万人(申請者総数15万人)に対して も、「フランスは移民を統合するだけの力の ある国である」として滞在許可の発行を要請 したことは、移民問題に関して世論の転換を 示す象徴的な事件といえる。ちなみに、全国 人権委員会などが中心となり実施されている 「人種偏見年次調査」の結果をみても、98年 秋の調査では、約40%が「人種偏見を持つ」 ことを認める一方で、「アラブ人が多すぎ る」とした回答は、90年度調査の76%が56% へ後退するなど、人種偏見が年を追って改善 されていることを示しており、若者を中心に 33%が「人種偏見を全く持たない」と回答し ている。なお外国人のフランス社会への統合 指標の一つとされる、外国人(特に移民2 世)とフランス人の婚姻は一定して増加して いる。

また人口の老齢化問題と関連しても移民問題が論じられるようになっている。世界的レベルでは開発途上国を中心として人口の爆発的増加が続いているのが対照的に欧州など先進工業国では出生率が低下し、人口の老齢化、また将来的には人口減少も不可避とされる。

国連が準備中の「人口報告書」は、少子化の進むEUでは、現在の人口動向が続くと仮定すると、2025年には人口が現在比で500万人、2050年には4,000万人減少すると指摘している。また同報告書によると、現時点では退職者1人を4~5人の就労者が養っているのに対し、2025年には同1人を2~2.5人の

就労者が養わなければならない計算で、報告 書は、EUの就労者人口を95年水準に保つた めには2025年までに2,400万人の移民受入れ が必要で、また退職者と就労者の比率を現水 準に保つためには1億5 900万人の移民が必 要と結論。フランスについては、退職者と就 労者の比率を現水準に保つためには2300万人 の移民受け入れが必要としている。フランス ではベビーブーマーが定年(60才)を迎える 2005~6年を境に退職者人口が急増して、現 行の老齢年金制度はいずれ破綻を迎えるとい われており、若年の移民人口を受け入れない 限り、退職年齢の大幅引上げ以外に、年金制 度の維持は不可能というのが関係者の一致し た見解となっている。99年10月にルモンド紙 上で、「右派が長年にわたり主張してきた移 民ゼロ政策は非現実的」と発言して話題と なった右派のジュペ前首相も、欧州の人口減 少を考慮した上で、「将来的には外部からの 労働力導入が必要になる」と論じていた。な おジュペ氏は、景気が回復し、さらに世論も 移民に対して寛容になっている現在が、移民 受け入れと統合について「国民的コンセンサ ス」を形成する好機であるとも述べた。

なお、ジュペ発言に関連してルモンド紙は、 業界団体の金属冶金連合(UIMM)の指導 者が99年夏に、自動車業界の労使会合で「ベ ビー・ブーマーが退職年齢に達する2005年 ショックを考慮すると、移民流入をストップ するのは誤り」と発言したことを紹介。また 建設・公共事業部門などで、「移民の業種別 割当て制度」などを通じての新移民政策の立 案を望む声などが"非公式に"出始めている とも報じたが、2000年度に入るとマスコミは 公然と人手不足とのからみで移民受け入れの 必要について論じ始めている。

好況や新技術普及を背景にコンピュータ関連技術者、また業種別では近年、多数の雇用が削減された建設業界、長時間労働・低賃金のホテル・レストラン業界、熟練が要求され

るパン・精肉業界などで採用難が深刻化して おり、オブリ雇用相はこれらの業種での雇用 促進を目的とする広報キャンペーンを開始し た。職業訓練制度の不備や、企業が必要以上 の高資格保有者を希望することなども採用難 の原因とされるが、関係者の一部からは外国 人労働者の採用による採用難の解決を望む声 が上がっており、運転手不足が深刻化する運 輸業界では(兵役を通じて年間5万人が大型 車運転免許を取得していたが、兵役は段階的 に撤廃される) ベルリンの壁崩壊により失 職した東欧諸国の軍関係者は有望な人材源と 指摘している。また、ドイツのシュレーダー 首相が外国人コンピュータ技術者3万人の受 け入れ採用を決めたことも、フランス政府に 移民政策の見直しを求める声が一部から上が る背景となっている。

ジョスパン政権が今後どのような移民政策 を展開するかは未知数だが、政府が「国籍 法」と「移民関連法」改正に当たり叩き台と した「ヴェイユ報告書」が、未熟連労働者受 け入れ抑制の必要を強調する一方で、フラン スの経済発展に貢献する外国人の受け入れを 奨励していることは注目される。同報告書は、 フランスは外国人の流入を恐れるあまり、現 在、世界レベルで加速している知的・経済交 流の流れから除外される結果となっていると 指摘し、投資家、管理職、研究者、教員、将 来のエリートである学生などの受け入れを容 易にする方向で滞在許可手続きを簡素化すべ きであると提言。国内に進出した外国企業に よる外国人技術者・管理職ビザ取得数が96年 には1 519件にまで落ち込んだ最大の理由は 手続きの煩雑さが原因と指摘し、これを遺憾 とするとともに、フランス企業がフランスで 勉強した外国人学生を採用できないことも、 輸出振興を阻害する結果となっているとして いる。フランス国立科学センター (CNR

S)研究員であるヴェイユ氏は3月2日付レゼコー紙のインタビューでも、未熟連労働者と高資格労働者を区別した上で、法律改正を行わなくとも、既存の法規制の枠内で、外国人高資格労働者の採用は可能であり(「コンピュータ関連技術者への滞在許可書発給を容易にすることを目的とする」98年7月通達など)、フランスは積極的に外国人の高資格労働者受け入れるべきと発言している。

5.結び

フランスの今後の移民政策を考えるに当た リ、当然、欧州連合(EU)の移民政策が視 野に入ってくる。フランスはシェンゲン協定 に続き、アムステルダム条約に調印したこと で、5年後に「国境検問、ビザ発給、不法入 国取締り、亡命者認定などに関する法規制な ど、域内のヒトの移動に関する政策」の決定 権をEUに委ねたことになった。ただし、 EU各国は、将来的には人口の老齢化の問題 という共通した問題を抱える一方で、特に非 欧州系移民の流入を中心とする外国人が国内 に居住することにより発生する社会問題にも 悩んでいる。99年10月にフィンランドで開催 されたEUサミットでは、「移民や亡命者の 域内流入を抑制するための手段として、開発 途上国への経済援助と人権擁護に協力する」 原則が打ち出されたが、具体的政策は未だ実 施されていないようである。

もっとも、2000年2月3日にEUとACP (アフリカ・カリブ・太平洋)諸国の協力に関するポスト・ロメ協定に向けた合意が成立したが、同合意を通じてEUは、ACP諸国出身の不法移民の送還の実現を、同地域への援助とからめて交渉しており、EUによる共通の移民政策の現れの一つといえよう。

(岡田春彦)